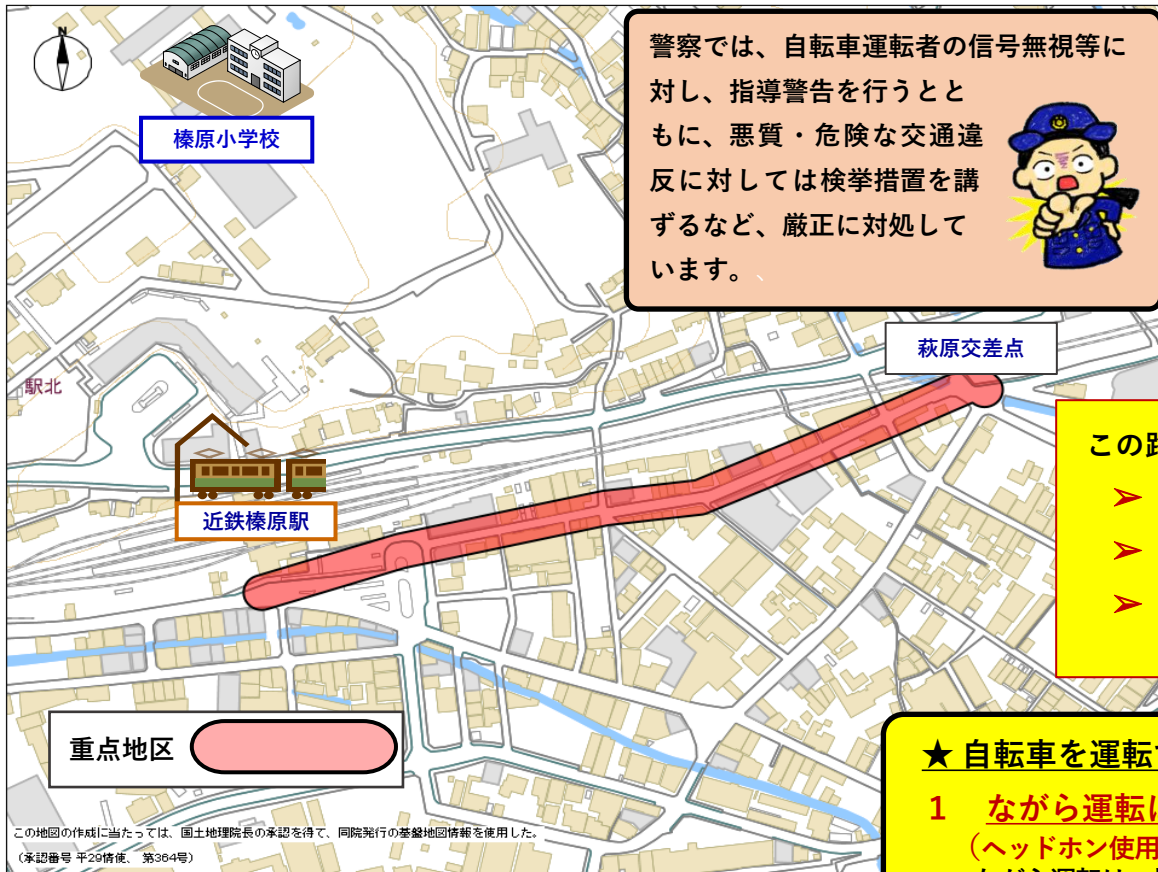


自転車指導啓発重点路線（桜井警察署）

令和4年5月



警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。



【重点路線】市道

（近鉄榑原駅南側～萩原交差点）

➤ 選定理由

- 近鉄榑原駅を利用する歩行者・通勤自転車の通行が多く、通学・通勤時間帯を中心に歩行者と自転車・車両が集中し混み合っている。

この路線でよく見られる自転車利用者の違反形態

- ヘッドホン・携帯電話を使用しながらの運転
- 無灯火
- 信号無視



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 ながら運転は危険！

（ヘッドホン使用、携帯電話使用、傘さし運転など）

ながら運転は、操作ミスや不注意な運転につながり危険です。周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

2 ライトは点灯！

夜間は、ライトを必ず点灯しましょう。自分の存在をアピールすることが大切です！

3 信号を守る！



重点路線のある、榑原駅前交番管内では過去5年間、7件の自転車関連事故の発生があります。

自転車関連事故発生状況(H29～R3)		
区分	桜井警察署管内	
	榑原駅前交番管内	その他
自転車関連事故	119	7



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。（承認番号 平20情使、第364号）